

## 古河市商店街空き店舗等対策事業補助金（改造費・賃借料）

### ◆補助の目的

商店街の活性化を図るため、商店街のにぎわい創出と発展に資する活動を行う新規出店者を支援する。

### ◆対象者(以下の要件を全て満たすこと。)

- 商店街の区域内にある空き店舗（1 カ月以上商業活動を休止している店舗）を活用して、新規出店する者であること。（別紙位置図参照）
- 空き店舗が所在する商店街団体に加入していること。
- 事業を行うにあたり、資格又は許認可を必要とする場合は、当該資格又は許認可を取得し、又は取得できる見込みであること。
- 出店する者及びその従業員が古河市暴力団排除条例(平成 23 年条例 32 号)第 2 条第 1 号から第 4 号までの規定に該当しないこと。
- 出店しようとする空き店舗の所有者でないこと。また、出店しようとする者と店舗所有者が生計同一でなく、かつ 2 親等以内の親族でないこと。
- 市町村民税の滞納がないこと。

### ◆対象事業(以下の要件を全て満たすこと。)

- 空き店舗所有者と賃貸借契約を締結し、実施する事業であること。
- 空き店舗を活用した出店により、商店街区域に誘客が見込まれ、商店街のにぎわいの創出に資する事業であること。（事務用途は対象になりません。）
- 空き店舗を転貸して行う事業でないこと。
- 空き店舗において、2 年以上営業を継続する事業であること。
- 週 30 時間以上の営業を行う事業であること。
- 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)の対象となる施設及び当該施設内のテナント型店舗で行う事業ではないこと。
- 市内の既存営業店舗が移転して行う事業でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める営業を行う事業でないこと。
- 空き店舗改造費補助事業にあっては、市内に住所又は店舗を有する者に工事を請け負わせること。

### ◆補助対象経費等

補助対象事業名	補助対象経費	補助率		補助限度額	補助期間
空き店舗 賃借料 補助事業	空き店舗の賃借料	1 年目	補助対象経費の 1/2 以内	月額 5 万円	2 年間
		2 年目	補助対象経費の 1/3 以内	月額 3 万 3 千円	
空き店舗 改造費 補助事業	店舗所有者が承諾する範囲内の工事であり、事業実施のために必要な経費	補助対象経費の 1/2 以内		1 件につき 50 万円	1 回限り

〔問〕古河市役所（古河庁舎）産業部 商工観光課 商業労政係 TEL：0280-22-5111

	改造費	賃借料
① 申請書類の提出	関係書類を商工観光課に提出します。 ※申請書類は事業を開始する1カ月までに提出してください。 <input type="checkbox"/> 商店街空き店舗等対策事業補助金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 商店街空き店舗等対策事業計画書(別紙1) <input type="checkbox"/> 加入商店街団体の定款、規約及び会員名簿 <input type="checkbox"/> 新規出店者の商店街加入を決議したときの商店街の議事録抄本及び参加者名簿 又は 商店街加入証明書(別紙2) <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書(別紙3)	
	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書又は見積書の写し	<input type="checkbox"/> 空き店舗等の賃貸借契約書 又は使用承諾書
② 補助決定 (不決定)	申請内容について審査を行い、交付(不交付)決定通知書が送付されます。	
③ 事業の実施	店舗の改造工事を実施	店舗営業の開始
④ 実績報告書の提出	③の工事終了後、関係書類を添えて、実績報告書を提出します。 <input type="checkbox"/> 工事契約書の写し <input type="checkbox"/> 改造工事を行った箇所の改造前後の写真	③の営業の状況について、半期ごと(4~9月分を9月、10~翌3月分を3月)に関係書類を添えて、実績報告書を提出します。
	<input type="checkbox"/> 商店街空き店舗等対策事業実績報告書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 事業に係る経費の領収証など証拠書類	
⑤ 補助金の確定	補助金確定通知書が送付されます。 ※実績報告により、決定していた補助金が減額になる場合があります。	
⑥ 補助金の請求	確定した補助金の請求書を提出します。 <input type="checkbox"/> 商店街空き店舗等対策事業補助金交付請求書(様式6号)	
⑦ 補助金の交付	請求時に指定した口座に、補助金が振り込まれます。	
※ 事業内容の変更	交付決定を受けた事業内容について変更が生じた場合、軽微なものを除き、変更申請の手続きが必要となりますので、商工観光課までご連絡ください。	